

学位論文題名

国法体系における憲法と条約

—外在的法源としてのEC法とドイツ連邦共和国基本法の関係を手がかりとして—

学位論文内容の要旨

本研究は、憲法を頂点とする国法体系の内部で、条約が憲法との関係でいかなる地位を有しうるかという問題を、ドイツ連邦共和国基本法とEC法との関係について形成されてきた法理を手がかりとして、考察するものである。

憲法と条約の関係については、日本国憲法においては、既にその制定過程から議論の対象となってきた。そうした中で提起されながらも十分に評価されてこなかった三つの観点に、本研究は考察の足がかりを見出す。第一に、金森徳次郎国務大臣の答弁に見られる、それぞれの「条約の性質に照らして」その取扱を考えるという観点、第二に、条約優位説、とりわけ宮沢説に見られる、「国際主義」を基調として解釈するという観点、第三に、全面的な条約優位の貫徹でも憲法優位の貫徹でもない、折衷説あるいは間位説の観点、である。

本研究がEC法とEC構成国の憲法、とりわけドイツ連邦共和国基本法との関係を検討する際には、まず、本研究が考察の対象とする問題領域においてEC法に関する知見を従来の条約の議論に導入することが可能か、という問題が生ずる。なぜなら、一般に、EC法は通常の条約とはその性質を大きく異にすると言われるからである。しかし、EC法は「直接的効力」と「優位性」が最大の特徴とされるが、前者については、結局はEC法の国法体系への受容の過程に相違があるに過ぎず、国法体系に受容された後は本質的な相違は存しないのであり、後者についても、EC条約にはEC法優位についての明文の規定はなく、EC法には「優位要求」が内在しているのみであり、それを認めて実現するのは各構成国の国法体系の問題である。したがって、いずれの点も、本研究の構想を妨げない。さらに、EC法は、しばしば、憲法の直接の統制の下にはない機関によって定立されたものとして、「外在的法源」ないしは「外部法」とよばれる。その場合、その定立に関する手続・機関等は異なるものの、国法体系の外で憲法の直接の統制を受けずに定立され、国法体系の内部に入ってくるという点では、通常の条約と同様である。

このような認識とともに、構成国の憲法を含むすべての国内法に対するEC法の絶対的優位論は否定される。EC法の統一的適用によるECの機能の確保が要請されるとしても、それは憲法を含むすべての国内法に対するEC法の絶対的優位までも基礎づけることはできない。絶対的優位論によって「確立された」とされていたEC法の優位は、EC法に内在する「優位要求」と解すべきなのであって、そうしたEC法の「性質に照らして」、構成国がその取扱を考えなければならないのである。

また、「超国家的」なEC法体系と国法体系との関係を(外的に)規律することを試みる理論もいくつか提示されてきたが、いずれも成功しているとは言いがたい。

そこで、優位要求が内在するという性質を有するEC法について、国法体系において、とりわけ憲法との関係において、いかなる取扱をすべきかが問題となる。

この点についてドイツ連邦憲法裁判所は、EC法の「国内的な効力優位または適用優位は、専ら、その内容に基づいて国内的な効力優位または適用優位をもたらすことについて締約国を義務づけている条約に際しての、国内的な法適用命令から判明する」として、EC法については、基本法第二四条第一項がその優位を認めることを可能にしているとする。しかしながら、連邦憲法裁判所は、基本法第二四条第一項によって認められるEC法の優位について、それは憲法上の限界を有しないものでは

ないとする。この限界について、連邦憲法裁判所は、基本法第二四条第一項は「国際機構についての高権の承認の方法において、ドイツ連邦共和国の現行憲法秩序のアイデンティティを、その基本構造への、すなわちそれを構成する構造への侵入によって放棄する権限を付与してはいない」のであり、「放棄できない、現行憲法の基本構造に属する本質的要素は、少なくとも、基本法の基本権部分の基礎にある法原理である」としているのである。

EC法の優位に対する「憲法秩序のアイデンティティ」保護という連邦憲法裁判所の定式は、欧州統合の進展を背景としてその適用のあり方が緩和され、他方で、従来の基本権保護のみならず連邦制の保護等にも対象を拡大する兆しが見られる。しかし、連邦憲法裁判所は、「憲法秩序のアイデンティティ」の内容について十分な明確化を行ってこなかった。

この点について多くの学説は、基本的に連邦憲法裁判所と同様に、基本法第二四条第一項によって、一定の制限の下に基本法に対するEC法優位が認められていると解する。この帰結は、基本法の基本態度としての国際法調和性に基づく、国際的協力についての基本法第二四条第一項の憲法的決定の解釈から導かれる。国法体系におけるEC法優位の制限については、その根拠としていくつかの基本法規定が援用されているが、その中でも基本法第七九条第三項が最も重視されている。この第七九条第三項に示された基本法改正の限界が、連邦憲法裁判所のいう「憲法秩序のアイデンティティ」にほぼ等しいものと解される。このことは、基本法第二三条第一項の規定からも明らかである。

これらのことから日本国憲法について考えると、日本国憲法全体からその基本態度としての「国際主義」が看取され、日本国憲法第九八条第二項には条約を「誠実に遵守すること」という憲法的決定が存在する。この憲法的決定は、日本国憲法の他の基本原則に対して、容易に劣後するものと解されるべきではない。しかし、「誠実に遵守すること」は、あらゆる条約に対する対憲法優位の承認を意味しない。「誠実に遵守すること」という憲法的決定は、条約の性質に応じて、条約優位を承認ないしは許容する構造として働き、あるいは、国内法の条約適合的解釈を要請する。つまり、日本国憲法は、優位要求が内在する条約を締結した場合には、憲法の基本原則が侵害されない限りにおいて、その条約を遵守する（その限りにおいて当該条約は憲法に優先する）ことを認めており、また多国間条約とりわけ国際人権条約については、その条約に間接的な憲法的地位を認める方向を示していると解する余地があるであろう。

なお、ドイツ連邦共和国におけるEC法と国内法との関係の議論の中で、EC理事会におけるドイツ代表者の行為を対外権の行使として統制するという議論が近年とみに注目されている。この議論は、我が国にも、有益な示唆を与えるであろう。

学位論文審査の要旨

主査 教授 中村 睦男
副査 教授 高見 勝利
副査 教授 白杵 知史
副査 教授 岡田 信弘

学位論文題名

国法体系における憲法と条約

—外在的法源としてのEC法とドイツ連邦共和国基本法の関係を手がかりとして—

本論文は、国法体系のなかで条約が憲法との関係でいかなる地位を有するかという問題を、EC法とドイツ連邦共和国基本法との関係について、憲法裁判所の豊富な判例と学説の議論を有するドイツ法を素材にして検討するものである。

憲法と条約に関する従来の日本での議論は、条約優位説と憲法優位説を二者択一的にとらえて、憲法と条約のどちらの効力が優先するかを論ずるのが一般的である。日本国憲法施行の初期においては、条約優位説が有力であったのが、その後、日米安全保障条約のような条約が締結されるに至って、憲法優位説が通説化していった。しかし、国際機構が発展し、各種の人権条約が成立している今日において、憲法優位説の見直しが論じられるようになってきている。本論文の基本的な視点は、条約をその性質によって区分して、憲法との効力の優位の問題を究明するとともに、条約の効力が優位する場合であっても、憲法上の限界があることを明らかにするところにある。

序章では、日本における憲法優位説と条約優位説のそれぞれの論拠を示すとともに、従来の議論で見過ごされ、今日注目すべき観点として、次の3点をあげている。第1に、憲法制定議会での金森徳次郎国務大臣の答弁に見られる、条約の性質に従って異なった取扱いをするという観点である。第2に、条約優位説である宮沢俊義の「国際主義」は、憲法98条2項だけの問題だけではなく、日本国憲法全体の精神として構成されている点である。第3に、憲法優位説でも、条約優位説でもない折衷説が存在していた点である。

第1章「EC法の優位」では、EC法が優位するということの中味を検討する。EC法の特徴としてあげられるのは、「直接的効力」と「優位性」である。直接的効力について、EC法と通常の条約とでは、国法体系への受容の過程に違いがあるだけで、国法体系に受容された後には本質的な差異はない。EC法の優位性については、共同行為論や黙示的権力論に見られる絶対的優位論を検討し、絶対的優位論は否定されるものとし、さらに、連邦国家理論、受諾理論、抵当権理論などのEC法を「超国家的法」ととらえる見解を批判的に検討してから、EC法の優位は、EC法に内在する「優位要求」で、それを実現するのは構成国の国法体系の問題であると結論づけている。この点でも、EC法は通常の条約と異ならないとする。

第2章「ドイツ連邦共和国基本法とEC法の優位」では、連邦憲法裁判所の判例と学説を詳細に跡づけて、検討を加えている。基本法第24条第1項は、「連邦は、法律により、主権を国際機関に移譲することができる」として、主権の移譲を規定している。連邦憲法裁判所は、基本法24条1項が

EC法の優位を認めることを可能にしていると解するとともに、EC法優位の憲法上の限界として、「現行憲法秩序のアイデンティティ」を放棄できないとしている。「憲法秩序のアイデンティティ」の内容については、欧州統合の進展とともにその適用が緩やかになり、「基本法の基本権部分の基礎にある法原理」から、連邦制の保護などに対象が拡大されてきている。この点について、多くの学説も、憲法裁判所の判例と同様に、基本法24条1項について、一定の制限の下にEC法の優位を認めている。

終章では、日本国憲法98条2項の条約を「誠実に遵守すること」という規定を手がかりにして、条約の性質に応じて、条約の優位を承認ないし許容する解釈論を示唆している。まず、EC条約のように優位要求を内在している条約を締結した場合には、憲法の基本原則が侵害されない限り、条約が憲法に優位する。つぎに、国際人権条約のような条約の場合には、国際法調和性の原則によって、憲法の国際法調和的な解釈を行い、条約に間接的な憲法的地位を認めるのである。

以上のような内容の本論文に対して、審査委員会は、次のような理由で博士（法学）を授与するに値するものと判断した。第1に、憲法と国際法の交錯する領域の問題に取り組み、条約の性質に従って、憲法と条約との優先関係を考察するという新しい視点で問題の解明にあたったことである。第2に、ドイツの憲法裁判所の判例と学説を丹念に分析して、EC条約が優位要求を内在するとともに、「憲法秩序のアイデンティティ」を侵害しないという限界を有することの全体像を正確に明らかにしたことである。第3に、終章で日本国憲法の解釈へ示唆する点も、今後の国際機構の発展のなかで現実化する手がかりを与えるものといえよう。